

兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則	1
人事委員会訓令	
○ 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	1

公布された法令のあらまし

◎保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則（人事委員会規則第4号）

個人情報の保護に関する法律の実施のため、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則及び個人情報の保護に関する法律施行条例に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることとした。

人事委員会規則

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 田中基康

兵庫県人事委員会規則第4号

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の実施のため、必要な事項については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）に定めのあるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則（令和5年兵庫県規則第7号）第1条から第23条までの規定の例による。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（旧規則の廃止）

2 個人情報の保護に関する条例施行規則（平成9年人事委員会規則第2号）は、廃止する。

人事委員会訓令

兵庫県人事委員会訓令第2号

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 田中基康

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会決裁規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第6号中「個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）」を「個人情報の保護に

関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

同項第41号中「職員の退職手当に関する条例」の右に「(昭和37年兵庫県条例第50号。以下「退職手当条例」という。)」を加え、「公立学校職員等の退職手当に関する条例」の右に「(昭和37年兵庫県条例第51号)」を加える。

第8条第13号中「第41条」の右に「第8項の規定において準用する場合を含む。)」を加える。

同条第15号中「職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号。以下「退職手当条例」という。）」を「退職手当条例」に改める。

同条第20号中「個人情報の保護に関する条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

同条第30号中「労働安全衛生法」の右に「(昭和47年法律第57号)」を加え、「船員法」の右に「(昭和22年法律第100号)」を加える。

第9条第2項第9号中「個人情報の保護に関する条例」を「個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）」に改め、「ア 個人情報取扱事務登録簿を作成し、及び閲覧に供すること。」を「ア 個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿を作成し、及び公表すること。」に改める。

附 則

（施行期日）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。